

2021年5月6日

各位

株式会社 関西みらい銀行

「信託銀行スタート！『みらいの遺言信託』キャンペーン」の実施について

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行(社長 菅 哲哉)は、2021年4月1日より多様化・高度化する相続・承継ニーズへの対応力向上を目的に信託業務の営業を開始しました。

これを記念して、本日より9月30日(木)までの間「信託銀行スタート！『みらいの遺言信託』キャンペーン」を実施いたします。

キャンペーン期間中に、遺言信託(執行コース)を新規でご契約いただいたお客さまには、もれなく税込5,500円相当のカタログギフトをプレゼントいたします。

当社は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、より良い商品・サービスの提供に努めてまいります。

【キャンペーン概要】

名 称	信託銀行スタート！「みらいの遺言信託」キャンペーン
キャンペーン期間	2021年5月6日(木)～2021年9月30日(木)
対 象 の お 客 さ ま	個人のお客さま
対 象 商 品	遺言信託(執行コース)の新規のご契約
プ レ ゼ ン ト 内 容	カタログギフト(税込5,500円相当)
プ レ ゼ ン ト の 条 件	キャンペーン期間中に新規でご契約いただいた個人のお客さま (ご夫婦でご契約の場合は、お客さまごとにプレゼント)
ご 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・本商品に係る法律や税制上のお取扱いにつきましては、弁護士や税理士等の専門家にご確認ください。・お申込みからご契約まで時間を要します。・信託契約にあたり所定の手数料を申し受けます。・審査によりお申込みのご意向にそえない場合がございます。・「遺言信託」の内容について、詳しくは、店頭で説明資料をご用意しております。

以上